

[研究論文]

# IFRS適用における企業のインセンティブ

伊藤 良二

## 〈要 約〉

本稿は欧米の文献に依拠して資本市場で観察された効果を考察する。企業のインセンティブがIFRS適用に影響していることを踏まえて、日本におけるIFRS適用とエンフォースメントのあり方を検討する。そのうえで会計基準の変化や財務報告の仕組みを問うことによって会計測定に関する議論に接近する。

キーワード：IFRS任意適用，会計基準，会計の質の変化，企業のインセンティブ，測定

## はじめに

これまで国際会計基準（IFRS）を巡って、資本コストの低減、財務報告の透明性、財務諸表の比較可能性、価値関連性に関する研究が盛んに行われてきた<sup>1)</sup>。すでに地域や上場市場において強制適用が求められている場合であれば、こうした研究が市場におけるIFRSの意義を事後的に確認するものとして一定の成果を得ることができよう。一方で日本のようにIFRSを適用するかどうか企業が判断に委ねられる場合には、おもに欧米の市場において明らかになったことが、今後、国・地域、あるいは市場において強制適用に踏み切るかどうかの判断材料になると同時に、なぜ企業の経営者が任意に適用したのかを検討する材料にもなりうる。

財務報告の透明性を高め、資本コストを低減するインセンティブが経営者にあるならば、これまで以上に任意適用が進んでもよいはずであるが、なぜ進まないのでしょうか。日本においてIFRS任意適用が続いているなかで、どのような理由でIFRS任意適用を選択しているのでしょうか。本稿ではこうした問題意識のもとでおもに欧米の研究成果を通して、会計基準の統合とグローバルな会計基準の適用のあり方について議論を深める。

## 1. 任意適用と会計の質

IFRS適用を巡る研究では、任意適用には会計の質の向上など企業に多くの効果をもたらすことが報告されている<sup>2)</sup>。しかしBarth et al. (2008)は会計の質の向上がすべて適用する会計基準の変更に帰するものではないとする。つまりたとえば適用する会計基準を自国基準からIFRSに変更したからといってただちに投資家等の意思決定に有用な情報を提供することになったり、これまでに比べて情報の精度が高まったりするわけではなく、会計基準の変更以外にも何らかの要因が会計の質の向上に

寄与している可能性があることを指摘している。

その後の研究にはBarth et al. (2008)による会計の質の向上という点にのみ言及しているものも見られる。IFRSを適用すると企業の会計の質が向上するのであれば、コンバージェンスをどのように進めるかといった議論はあまり意味のないものになってしまうかもしれない。少なくとも企業が意思決定に有用な情報を提供すべく財務報告の透明性を高めるといったインセンティブをもたなければ、会計の質は向上しないと考えられる。

そうであれば強制適用している国・地域以外の企業であっても積極的にIFRSを任意に適用してもよさそうなものである。たしかにIFRSを任意適用している企業は増加しているものの、その数が急速に伸びているわけではない。Christensen (2012)はこの理由として企業が何らかの効果を求めて合理的に行動していないか、あるいは効果があるとしたこれまでの研究でその効果が正確に予測されていないかによるものであるとする。Christensen (2012)はIFRS任意適用による企業の情報が市場において株価にどのように織り込まれるかを考察したKim and Shi (2012)に言及しつつ、世界規模でみた場合には企業の情報環境に大幅な改善が見られるということとIFRS任意適用が低調であることは整合しないとする。そのうえで企業の経営者が合理的に行動すると考えると、IFRS適用の効果はこれまでの研究によって示されているほどではないと結論づける。そしてこれまでの研究において示された効果が正確といえないのはおもに会計基準にとって外生的な変化が欠落していることによるものであると主張する。

## 2. 任意適用における企業のインセンティブ

ではどのような要因が企業の任意適用を後押しするのであろうか。任意適用が可能となった場合に より早期から、あるいは積極的に適用しようとする背景には、どのような要因が見られるのであろうか。

Daske et al. (2013)はIAS/IFRS適用のインセンティブの変化が反映されるように、企業ごとの財務報告におけるインセンティブの変化と適用時期を巡る行動をモデルに組み込んで、市場の流動性と資本コストへの影響を検証している。IAS/IFRSの適用を巡って変化が見られ、IAS/IFRS適用が財務報告の透明性を高めるために寄与する企業では流動性が上昇し、資本コストが低減するものの、基準を適用する時期に企業のインセンティブにほとんど変化がないかまったく変化がないために従来通りの方針で財務報告に臨む企業では、流動性の上昇や資本コストの低減は見られなかったことを報告している。強制適用と任意適用の別を問わず、企業レベルでインセンティブが働かない限り、IAS/IFRSを適用してもいわゆる資本市場効果には必ずしも結びつかないとする。

Christensen et al. (2015)はBarth et al. (2008)と同様の手法によってドイツ企業を対象に任意適用企業とそれ以外の企業を比較し、利益マネジメント、損失認識、価値関連性という観点から任意適用の要因を明らかにしている。すなわち利益マネジメントにおいては任意適用企業において利益の変動を示す指標はIFRS適用後に有意に増加しており、利益マネジメントの抑制を示すという結果を報告している。このことは会計発生高とキャッシュ・フローの負の相関が有意に低下しているという結果からも支持されており、Barth et al. (2008)と整合的でありつつもより強固なものであるとする。また有意ではないものの、任意適用後には巨額の損失を認識する傾向にあること、1株当たり利益の価値関連性は任意適用前後で有意に増加していることを報告している。IFRSの任意適用が資本市場にほとんど便益をもたらさないという点でDaske et al. (2013)と同様の結果である。

これらの結果を踏まえて、Christensen et al. (2015)は会計の質の向上はIFRSを適用したすべての企業ではなく、任意適用した企業に限定されるものであるとする。これは経営者の意思によって任意

適用企業のインセンティブの変化というかたちで会計の質が向上することを示している。

この点についてChristensen et al. (2015) は2つの潜在的な理由があると指摘する。すなわちIFRSのようないわゆる原則主義に基づく会計基準は柔軟性が高いため、こうした基準に準拠しようとするインセンティブが低い企業では任意に適用しても利益マネジメントにはマイナスに働いてしまう。またIFRSそのものが利益マネジメントの低減や価値関連性の向上にとって十分に機能しない可能性があるとする。

Christensen et al. (2015) は一国の企業を対象にしているものの、任意適用企業とそれ以外の企業のいずれも対象にできることから、任意適用企業のインセンティブをより明確に説明できる点が注目される。こうした研究は日本における今後の会計基準設定と企業の任意適用の促進につながるかもしれない。

### 3. 会計基準以外の制度変化

これまで見てきたとおり、任意適用には企業のインセンティブが働いている。強制適用が広がるなかで、これまで明らかにされてきた強制適用による資本市場効果と任意適用による効果を対比させることに加えて、ここでは強制適用とエンフォースメントを関連づけた研究を概観し、IFRS適用の効果をより広く検討する手掛かりを得る。

まずHolthausen (2009) が指摘するように、会計基準のエンフォースメントは基準設定段階と財務報告の帰結のいずれにも重要な影響を及ぼしうる。EU域内で強制適用になって数年、資本市場における効果も十分に検証されていない時期であるが、IFRSが広範囲に適用されるようになればエンフォースメントのあり方は財務報告の帰結に変化をもたらす重要な要素の1つであることは十分に認識されていたことがうかがえる<sup>3)</sup>。

これまでIFRSの導入が資本市場に便益をもたらしており、このうち法体系が十分に機能している国々、とくにEU域内の国々ではその傾向が強いことが報告されている<sup>4)</sup>。Christensen et al. (2013) はさらに一步踏み込んで、IFRS強制適用による資本市場の効果がIFRSへの変更によるものであるか、IFRS適用と同時に起こるエンフォースメントの変化によるものであるのか、あるいはそれら両方によるものであるのかに着目して、以下の4つの点から資本市場で見られる効果を明らかにしている。

- ①自国基準からIFRSへの移行は重要な役割を果たしているか。
- ②IFRS適用は法制度が十分に整備されていない国々でも資本市場に効果をもたらすか。
- ③IFRS適用を支援するためにエンフォースメントを変更するといった一連の動きが資本市場に効果をもたらすか。
- ④財務報告以外の制度変更や経済的なショックが資本市場に効果をもたらすか。

Christensen et al. (2013) はすべての国々でIFRS強制適用は流動性への影響はほとんどなく、これまでの研究成果と同様にIFRS適用を巡る流動性効果はEU域内の国々に集中して見られるという結論を得ている。しかし観察された資本市場の効果はその他のEU指令とは関連しない理由ではなく、財務報告の変化によって引き起こされている可能性を示唆している。

## 4. 日本における任意適用の促進

日本では2010年3月期からIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法で規定する連結財務諸表として提出することが認められた。2014年6月24日には「『日本再興戦略』改訂2014」が閣議決定され、ここで明記されたIFRS任意適用企業の拡大促進に資するために、IFRS任意適用企業の実態調査・ヒアリング調査として金融庁（2015）が公表されている。

金融庁（2015）は2010年3月期の任意適用開始以来、IFRS任意適用企業が着実に増加していること、2015年3月末時点で東京証券取引所の業種別分類の33業種中21業種と幅広い業種の企業が適用していること、業種のなかで時価総額の大きな企業が適用すると、他にも適用する企業が増加する傾向があることなどを報告している。また日本ではIFRSを任意適用した理由として「経営管理への寄与」をあげる企業が多いと指摘している。金融庁（2015）で示されているように、少なくとも現時点で日本では会計基準の内容という点もさることながら、グローバルにビジネスを展開する企業にとってグループで統一の会計基準を適用するという利点を享受することが優先されている。

投資意思決定に有用な情報を提供することが会計・財務報告の主たる目的とされるなかで、適用する会計基準を統一することは投資家への説明の容易さを高めるとともに、自社業務の効率化を図る考えが強いことが読み取れる<sup>5)</sup>。

それと同時にASBJへの要望事項として「コンバージェンスの促進」、金融庁には「日本基準との並行開示の見直し」をあげる企業が多く、IFRSと日本基準による二重管理を企業が負担に感じていることが明らかになっている。

会計の質を向上させるための会計基準としてIFRSが望ましいといえるわけではない。また企業ごとの任意適用にとどまらず、新しい会計基準を強制適用する場合にも同じことがいえるかもしれない。つまり当該国・地域、あるいは証券市場において財務諸表の利用者である市場の要請とあわせて財務諸表の作成者である経営者に、財務報告の透明性を高め、利害関係者の意思決定に役立つ情報を提供しようというインセンティブが働く場合に、新しい会計基準を適用する意義が利害関係者に見い出される。日本においてもIFRS強制適用が会計の質の向上に寄与するのは引き続き幅広く検討すべき課題である。

## 結び

本稿では欧米の市場において得られた知見を中心に、まずIFRS任意適用における企業のインセンティブを考察した。IFRS任意適用企業にはより透明性の高い財務報告を目指すインセンティブがすでにあること明らかになっている。とりわけグローバルに事業を展開する企業は投資家の期待に幅広く応えるために国際的な基準に移行するとともに、日本では企業グループに統一の基準を適用することでより効率的な経営を目指していることがうかがえる。

一方でIFRSへの移行には新たな基準は従来の基準よりもよいものであるという期待があるのかもしれない。市場全体あるいはグローバルに社会実験を行うことはできないが、強制か任意かの別を問わずIFRSに期待される効果によって適用する基準の切り替えを決定できるのであろうか。そして会計基準は財務報告を通して接点を有する投資家、経営者のどのような期待に応えることができるのであろうか。経営者が会計の質を高めたいと考えているならば、そのインセンティブはどこから生じるのか。会計基準と経営者のインセンティブの相互作用を描き出すことは容易ではないが、こうした疑問は会計基準や財務報告のあり方を巡る根源的な問いかけである。意思決定に有用な情報を提供する

のはどのような基準かを問うことも必要であろう。しかしどのような会計基準を適用しようと、本来、測定対象は同じはずであるという考え方もある。それとも会計基準が変わると測定対象にも何らかの変化があるのかという疑問も生じる。

日本においてIFRS任意適用企業が増加するなかで、これらの点についてさまざまな題材による研究成果がグローバルな会計規制に貢献できる可能性は十分にある<sup>6)</sup>。会計基準の統合を超えて、企業のインセンティブと株主の期待がどのように作用しているのかを明らかにすることが求められる。財務報告は企業経営あるいは経営者の意思決定においてどのような効果を有しているのかといったより広い視点で引き続き検討する必要がある。

大石（2015）は米国における会計規制と会計規制を対象とした学術研究を踏まえ、「会計基準設定のアウトソース」仮説を提示する<sup>7)</sup>。アーカイバルな研究の蓄積とともに一般理論を構築することが求められるなかで、グローバルに誰がどのように会計規制の枠組みを構築し、運用するかも大きな課題である。

## 注

- 1) IFRS適用に関する学術研究をレビューした最近の文献としてDe George et al. (2016) があげられる。またLeuz and Wysocki (2016) はワーキング・ペーパーとして公表された2008年当初から、米国を中心としたディスクロージャー規制及び財務報告基準の経済的効果に関する実証研究を広範囲にわたってレビューし、さらに最新の研究成果を踏まえて今後の研究課題を提示している。
- 2) IFRS適用に関する比較的初期のアーカイバルな研究としてSoderstrom and Sun (2007), Daske et al. (2008), Armstrong et al. (2010) がある。Soderstrom and Sun (2007) はおもにEU市場におけるIFRS適用による会計の質の変化を、Daske et al. (2008) とArmstrong et al. (2010) はEUその他の市場データを用いてIFRS強制適用による流動性、資本コストなどの経済的帰結をそれぞれ取り扱っている。こうした研究では企業が財務報告の透明性についてインセンティブを有しており、強力なエンフォースメントの仕組みがある国では、IFRS強制適用の資本市場効果が生じることなどが報告されている。
- 3) IFRSの基準開発プロセスにおいてEUの影響力を強化しようとする動きについて佐藤（2015）を参照。
- 4) Daske et al. (2008) などを参照。
- 5) 「IFRS適用レポート」公表後もIFRS導入企業は増加し続けており、2016年10月現在、東京証券取引所上場企業のうち102社が適用済み、19社が適用予定になっている。
- 6) 大石（2016）はこれまでの会計規制研究を俯瞰し、会計規制に関する意思決定プロセスにおける記述的研究と歴史的研究の重要性を指摘している。
- 7) またBaldwin et al. (2012) による4つの規制の理論、すなわち公益理論（public interest theories）、利益集団理論（interest group theories）、アイデアの力による説明（‘power of ideas’ explanations）、制度理論（institutional theories）の枠組みを踏まえて、このうち制度理論に基づいて米国の石油・ガス会計を巡る会計基準設定を検討している。Baldwin (2012) に関する議論については伊藤（2015）をあわせて参照。伊藤（2015）はプライベートセクターによる会計基準のエンフォースメントと会計基準統合のガバナンスのあり方を示している。

## 参考文献

Armstrong, C.S., M.E. Barth, A.D. Jagolinzer, and E.J. Riedl, “Market Reaction to the Adoption in Europe”, *The*

- Accounting Review* Vol. 85 No. 1 (January 2010), pp. 31–61.
- Baldwin, R., M. Cave, and M. Lodge, *Understanding Regulation*, 2<sup>nd</sup> Edition, Oxford University Press, 2012.
- Barth, M.E., W.R. Landsman, and M.H. Lang, “International Accounting Standards and Accounting Quality”, *Journal of Accounting Research* Vol. 46 No. 3 (June 2008), pp. 467–498.
- Christensen, H.B., “Why Do Firms Rarely Adopt IFRS Voluntarily?”, *Review of Accounting Studies* Vol. 17 No. 3 (September 2012), pp. 518–525.
- Christensen, H.B., L. Hail, and C. Leuz, “Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement”, *Journal of Accounting and Economics* Vol. 56 Issues 2–3 S1 (December 2013), pp. 147–177.
- Christensen, H.B., E. Lee, M. Walker, and C. Zeng, “Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?”, *European Accounting Review* Vol. 24 No. 1 (March 2015), pp. 31–61.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi, “Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences”, *Journal of Accounting Research* Vol. 46 No. 5 (December 2008), pp. 1085–1142.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi, “Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences Around IAS/IFRS Adoptions”, *Journal of Accounting Research* Vol. 51 No. 3 (June 2013), pp. 495–547.
- De George, E.T., X. Li, and L. Shivakumar, “A Review of the IFRS Adoption Literature”, *Review of Accounting Studies* Vol. 21 No. 3 (September 2016), pp. 898–1004.
- Holthausen, R.W., “Accounting Standards, Financial Reporting Outcomes, and Enforcement”, *Journal of Accounting Research* Vol. 47 No. 2 (May 2009), pp. 447–458.
- Kim, J-B. and H. Shi, “IFRS Reporting, Firm-Specific Information Flows, and Institutional Environment: International Evidence”, *Review of Accounting Studies* Vol. 17 No. 3 (September 2012), pp. 474–517.
- Leuz, C. and P. Wysocki, “The Economics of Disclosure and Financial Reporting Regulation: Evidence and Suggestions for Future Research”, *Journal of Accounting Research* Vol. 54 No. 2 (May 2016), pp. 525–622.
- Soderstrom, N. S. and K. J. Sun, “IFRS Adoption and Accounting Quality: A Review”, *European Accounting Review* Vol. 16 No. 4 (December 2007), pp. 675–702.
- 伊藤良二「会計基準の統合とエンフォースメント」『論叢（玉川大学経営学部紀要）』第23号（2015年3月），15–22頁。
- 大石桂一『会計規制の研究』中央経済社，2015年。
- 大石桂一「会計規制研究の可能性」『會計』第189巻第1号（2016年1月），24–37頁。
- 金融庁「IFRS適用レポート」，2015年4月。
- 佐藤誠二「IFRSの欧州化についての考察」『會計』第188巻第4号（2015年10月），1–15頁。

（いとう りょうじ）

# Firms' incentives for voluntary/mandatory IFRS adoption

Ryoji ITO

## Abstract

This paper reviews the observed capital market effects around voluntary/mandatory IFRS adoption in many countries. It studies that firms' managerial incentives affect in voluntary/mandatory IFRS adoption in EU and U. S. capital markets and the enforcement regime in Japan. In this discussion on a change in accounting standards and financial reporting environment, it raises fundamental questions about financial reporting.

Keywords: voluntary/mandatory IFRS adoption, accounting standards, accounting quality changes, firms' incentives, measurement